

Research Paper No.W-82

明治初期における為替会社の特徴と会計に関する一考察

白坂 亨

March 2024

大東文化大学経営研究所

INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH
DAITO BUNKA UNIVERSITY

明治初期における為替会社の特徴と会計に関する一考察

白坂 亨

要 旨

1853(嘉永六)年のペリー来航後、幕末から維新にかけて欧米に渡航した者を中心に、西洋の会社制度の知識の導入がはかられた。明治維新後、すぐに政府は積極的に会社の設立に取り組んだ。1869(明治二)年に設立された為替会社は、同時に設立された通商會社とともに、制度的には不完全ではあるものの、日本で初めての株式会社との指摘もある。

特に為替会社は金融機関であり、銀行の嚆矢とも理解され、日本経営史、日本金融史といった側面から盛んに研究されてきた。

しかし、管見の限り会計の側面からの為替会社研究というものは見当たらない。

それには為替会社設立に数年遅れて導入された西洋簿記法が大きな影響を及ぼしたと考えられる。

というのも為替会社は、制度の不備や経営を担った商人に会社経営の知識やノウハウがなかったこと等により、開業後数年で経営不振に陥る。政府は早々に為替会社制度に見切りをつける。政府は為替会社を引継ながらも、金融制度を発展させるべく国立銀行条例を1872(明治五)年に制定し、国立銀行設立に向け動き出す。

この国立銀行の会計に関しては、政府もその重要性を認識したためか、御雇外国人としてA.A.シャンドを招聘し、『銀行簿記精法』が誕生する。さらに同時期に出版された福澤諭吉による『帳合之法』とともに西洋簿記法が日本に導入される。

以降、国立銀行制度及び株式会社制度は糺余曲折ありながらも発展する。それに伴い西洋簿記法もますます脚光を浴び、普及し、研究も進んだ。

このような経緯もあり、為替会社における和式簿記法はこれまで積極的に研究がなされてきたとはいえない。本稿において西洋から導入された会社制度において和式簿記法がいかに機能したのかを明かにする理由はここにある。

そのため、まずは西洋からの会社の知識の導入過程と制定された為替会社規則を調査し、為替会社の特徴を明らかにしたうえで在来の和式簿記法が為替会社において如何に機能したのか、調査検討する。

1. 問題の所在

本稿は、1869(明治二)年に誕生した為替会社を分析対象として、そこにおける会社制度の特徴と会計がいかなるものか、いかにして構築されたのかを検討することを目的とする。ちなみに、為替会社はわが国最初の株式会社であり、銀行である¹との指摘もあるが、何が最初の株式会社という議論には踏み込まない。

分析対象を為替会社としたのはそれなりの理由がある。開国以降、明治維新前後に欧米の会社制度の知識が導入され、幕府および明治新政府により会社の設立が積極的に奨励された。そして政府が直接関わって設立された会社が通商會社・為替会社である。

しかし、会社は設立されたが、周知のとおり洋式簿記法をあつかった福澤諭吉の『帳合の法』やA.A.シャンドによる『銀行簿記精法』が世に出るのは4年後の1873(明治6)年である。したがって当然のことながら為替会社でなされた会計は和式簿記法によってなされた。

残念ながら、通商會社・為替會社は発足してわずか数年で経営が破綻したためなのか、今まで為替會社における会計はきちんと検討されてこなかったといつてよい。その理由は明らかになっていない。

前述のとおり、1873(明治6)年には本格的な株式会社制度を備えた第一國立銀行をはじめとした國立銀行の設立とともに、洋式簿記法が導入され、複式簿記の入門書としての『帳合の法』は当時ベストセラーとなり、以降和式簿記法は適正な評価を得る機会もなく淘汰されてしまった。

しかし、和式簿記法は洋式簿記法と比較して何が劣っていたのだろうか。機能的な、もしくは根源的な問題があつて和式簿記法は淘汰されたのか、それとも他に理由があつて淘汰されたのだろうか。筆者はこの点に関して十分な検討がされたとは言えないのではないかと考える。

理由の一つには、会社形態の発達と会計の役割に関して検討がされてこなかつたことがあげられる。

江戸時代における会計として今日研究が進められている対象は家族(もしくは一族)経営による豪商における内部の会計である。そのため会計の役割は、現代的な言い方をすれば、管理会計である。

しかし、通商會社・為替會社の会計は当然のことながら会社の会計であり、その会計は管理会計の側面のみならず、会社の外部に対する情報の公開という役割を担っていた。つまりは財務会計の役割を果たすものである。詳しくは後述するが、税務会計の役割も果たしていた可能性もあるとも考えられる。

繰り返すが、為替會社においては和式簿記法によって会計がなされたわけである。にもかかわらず、為替會社の和式簿記法による会計には、何かしら問題があつたのかという問題に関する研究の蓄積は皆無といってよい。

そこで、まずは欧米から会社の制度を導入して設立された通商會社・為替會社、とりわけ為替會社の会社の制度の特徴を明らかにし、欧米の簿記会計に関する知識が国内に知れ渡る前、為替會社において行われた会計、とりもなおさず和式簿記法による会計はいかなるものであったのだろうか、つぶさに検討していく。

そのため、まずは明治初期に通商會社・為替會社の設立までの過程を検討する。わが国における会社設立の機運は、幕末に出版された書籍による道筋と、主に海外渡航者による発言や実践という二つの道筋から高まったことが明らかになっている。

そこでまずは幕末の開国を契機として高まった欧米の会社制度の知識の導入に関する書籍の内容を確認することから始める。

次に、旧幕府側の小栗忠順、薩摩藩士で新政府の官僚となった五代友厚、旧幕府側であったが新政府の官僚となった澁澤榮一の貢献を確認する。五代と澁澤はその後官僚を辞し、二人とも大実業家となった。

しかる後、分析対象を為替會社に絞り、為替會社がいかなる組織であったのか、為替會社の制度の特徴と会計について検討する。

さらに、通商會社・為替會社の経営の中核を担った三井家や幕末から明治前期の豪商の会計手法と為替會社の会計の比較により考察をおこなう。

2. 西洋の会社に関する知識の導入と会計

まずは開国から通商会社・為替会社設立までの経緯を概観する。すると開国以降、幕府及び薩摩、各藩から、維新後は新政府も数回にわたり欧米に使節を送る。その使節には随行者もいて、中には外国の状況、とりわけ会社制度を紹介する役割を担った人物もいる。

本稿では福澤諭吉、神田孝平、小栗忠順、五代友厚、澁澤榮一をとりあげて、彼らの著作において紹介された内容や、建言の内容、さらには設立した組織などについて確認、評価する²。

表1 通商会社・為替会社設立までの主な経緯

西暦	和暦	事 項
1853.5	嘉永六年六月	ペリー、浦賀に来航
1854.3	嘉永七年三月	日米和親条約調印
1856.8	安政三年七月	米駐日総領事ハリス来日
1857.6	安政四年五月	日米条約締結
1858.7	安政五年六月	日米修好通商条約、貿易章程調印
1859.6	安政六年五月	英駐日総領事オールコック来日
1860.2	安政七年一月	幕府、日米修好通商条約批准書交換のための万延遣米使節派遣（ボーハン号には正使新見正興の他、小栗忠順らが乗船、咸臨丸には勝海舟、福澤諭吉らが乗船）
1862.1	文久元年十二月	幕府、文久遣欧使節派遣（正使竹内保徳他、福地源一郎、福澤諭吉らが随行し、開港・開市を5年延期するロンドン覚書調印）
1864.2	文久三年十二月	幕府、横浜鎖港談判使節団派遣
1865.4	元治二年三月	薩摩藩、遣英使節団派遣（新納中三、五代友厚、松木弘安（寺島宗則）の外交使節団他森有礼、吉田清成ら留学生も随行、渡欧中にモンブラン伯爵と貿易商社設立契約に調印）
1867.2	慶応三年一月	幕府、パリ万国博覧会使節派遣（将軍名代徳川昭武、他に澁澤榮一、栗本鋤雲らが随行）
		幕府、軍艦受取委員派遣（使節主席小野友五郎、他に福澤諭吉らも随行）
1867.7	慶応三年六月	幕府、兵庫開港に合わせて大阪の豪商らに商社（兵庫商社）の結成を命ず
1867.11	慶応三年十月	幕府、大政奉還
1868.1	慶応三年十二月	兵庫開港、大阪開市 王政復古の大号令
1868.6	慶応四年閏四月	政府、会計官に商法司を設置
1868.7	慶応四年五月	政府、「商法大意」を颁布
1869.2	明治二年一月	丸屋商社開業、静岡藩商法会所開業
1869.4	明治二年二月	政府、外国官に通商司を設置、商法司廃止
1869.6	明治二年五月	政府、通商司を会計官に移管
1869.7	明治二年五月	通商司、三井八郎右衛門らに為替会社を設立すべき旨の論告し、規則書を交付
1869.9	明治二年八月	大阪通商會社・為替會社設立

出所) 岩波書店編集部(1968)より作成。

① 福澤諭吉の『西洋事情』と丸屋商社

中津藩士だった福澤諭吉は、1860(万延元)年に日米修好通商条約批准書交換のための万延遣米使節の一員としてアメリカに派遣される。帰国後幕府に出仕すると 1862(文久元)年、再び今度は文久遣欧使節の一員に加わり、フランス、イギリス、オランダなどを歴訪した。

帰国後、西欧諸国の政治、経済、文化、社会制度、及び国別の概要を紹介するために著したのが、1866（慶應二）年に出版された『西洋事情』である。この中で会社は「商人会社」として紹介されている。内容は以下の通り。

「一 西洋の風俗にて大商賣を為すに、一商人の力に及ばざれば、五人或は十人、仲間を結て其事を共にす。之を商人會社と名づく。既に商社を結めば、商賣の仕組、元金入用の高、年々會計の割合等、一切書に認めて世間に布告し、「アクション」と云へる手形を賣て金を集め。其法、例へば商賣の元金百萬兩入用なれば、手形百萬枚を作り、一枚の價を一兩と定め、自國他國の人に拘はらず、此手形を買ふものには商社より年々四五分の利息を拂ひ、且其商賣繁昌して利潤多ければ、右定たる利息の外に別段の割合を與ふべしとの約束を爲す。或は商社にて速かに金を集めんと欲するときは、定價一兩の手形を三歩又は三歩二朱にて賣ることもあり。手形を買たるものは商社より随意に元金を取り返すことを得ずと雖ども、若し一時に金の入用あれば世間相對にて手形を賣るべし。且其商賣よく繁昌して年々定式の利息の外に別段の割合多ければ、手形も自から高價となり、最初百兩にて手形百枚を買いたるも、世間賣買の相場にて百三四十兩にも賣るべし。商人會社を結ぶに、其政府に告げ官許を受けざれば行ふべからざるものあり。即ち鐵路を造り傳信線を通じ通船の川を掘る等、總て其國の土地に關るものは是なり。此類の事を爲す者は、先づ政府に願ひ官許を受けて後、初て手形を賣る可し。官許を受たる商社は分散するを得ず。若し此商社分散するときは、其賣りたる手形の代金を政府より償ふの法なり。故に初め商社より政府に願ふにも、其元金に相當すべき引當なければ、官より商社を結び手形を賣るを許さず。

○又商社に自分の元金有あれども商賣を企るに足らずして、其不足丈けを手形に作り金を集めることあり。其法手形を買たる者に定りの利息を拂ひ、年々別段の割合を與ふるは上に云えるものと異なることなしと雖ども、此商社は既に金を集めて事を始めれば、其時より年々手形の元金を返す。譬へば手形千枚を賣れば年々五十枚宛の元金を拂ひ、二十年にて元金皆済となり、商賣の株は全く商社の有となるなり。手形の元金を拂ふ法、手形千枚あれば千枚に番號を附て毎年齧を取り、此齧に當る者は初め手形を買たる丈けの元金を受取り商社の組合を離る。故に此手形を世間相對にて賣買するとき、其元金より高價に買ふものあれども、若し之を買て其年或は翌年にも右の齧に當り、手形の元金を受取て商社の組合を離れば、高價に買ひしだけ其者の損亡となるなり。」（慶應義塾〔1958〕296-298頁）

まず、注目すべきは株式を「「アクション」と云へる手形」として表現している点である。奇妙な感じもあるが、馬場宏二（2001）によれば、これはフランス語からの表現であるとされている³。なので当時のフランスにおいては当該商社の株式を所有すると、年4～5%の利息を得ることができ、さらに利益が大きなときは別に配当があるということである。

株式発行に伴い割引発行することもあり、また株主が株式を自由に発行元に買い戻しを求める事はできないものの、相対で売買が可能であるとする。当然のことながら業績に伴う配当が高ければ株式の価格も上がる。

又、社会資本の整備に関わるような業種においては官許が必要で、解散時には政府補償がある一方で、資本の充実が求められるというものである。

但し、高値が購入して齧に当たって償還されるとかえって損失となることもあるとのことで、現代でいう社債もしくは優先株に近い性格を当時のフランスの株式は持っていたのかもしれない⁴。

尚、会社であるものの、会計に関する記述はない。

また、福澤は門弟の早矢仕有的による丸屋商社(後の丸善、現丸善 CHI ホールディングス)の設立にもかかわる。

丸屋商社は1869(明治二)年の開業に際し、創立趣意書の性格を持つ『丸屋商社之記』⁵が制定されている。この『丸屋商社之記』はその後、増補され社則集の性格を帯びるが、明治二年の段階では「元金ヲ出ス人ヲ元金社中ト名ケ其身ヲ容ル、人ヲ働社中ト名ク」(丸善〔1981〕2頁)との記述はあるものの、元金、利益処分、人事、会計などといった会社の組織などに関する規定は1973(明治六)年の追記、社則集をあわせたものの上梓を待たねばならなかった。

なお、開業当初の決算書類は現時点では確認できていない。

② 神田孝平の『經濟小學』

神田乃武(1910)によれば、神田孝平1838(天保九)年、現在の岐阜県に生まれる。京都、江戸にて漢学を学んだが、ペリー来航に伴い、杉田成卿の塾で蘭学を学び始める。その後伊藤玄朴の塾に通い、1862(文久二)年蕃書調所の教授となる。

1867(慶応三)年、『經濟小學』上編・下編を出版する⁶。尚、序においてこの『經濟小學』は翻訳、しかもオランダ語に翻訳されたものを日本語に重訳したものであると記載されている。

本稿では会社の仕組みに関する記事として、上編の「利分」、「紙幣」及び「爲替」について紹介する。

まずは「利分」における会社の仕組みに関する記述を見る。

「財本ヲ有スル者ト之ヲ用フル者ト同人ナルアリ、別人ナルアリ。蓋シ財本ヲ有スル者皆之ヲ用フルノ才アルニ非ス、之ニ依テ衆財主會社ヲ結ヒ各人有スル所ノ財本ヲ合シ社中ヨリ之ヲ用フルノ才アル者數人ヲ撰ミ之ニ托シテ相合シタル財本ヲ用ヒシメ、衆人ハ監督ニ勞セス只心ニ損失ノ危踏ミヲ存スルノミ、或ハ又相合セル財本ヲ別人ニ貸與ヘ諸財主ハ監督セス損失ヲ危踏マス唯其利息ノミヲ取メテ之ヲ安ンス。」

「財本ヲ用フルノ法英國諸所ノ造船廠蒸氣車等ノ會社ニ於テ現ニ行ハル、者種數アリ。大抵他人數ノ財主會社ヲ結ヒ少人數ノ行事役ヲ撰ミ會社ノ事務ヲ監督セシム、行事タル者ハ雇直ヲ受ケ専ラ其事ニ任ス。利分アリ損失ナシ。利分ヲ配分セル一分ヲ分前トイフ。或ハ右會社ノ中ニ其業ノ成否ヲ懸念スル者アレハ社中相議シテ其人ニ預メ定メタル利息ヲ與ヘテ其懸念ヲ絶ツアリ。」(吉野作造〔1929〕31-32頁)

ここでは会社を設立するにあたり、資本家を財主と呼び、資本と経営(行事役)の分離がなされ、株主は経営に携わらないこともあることが明らかにされている。しかし、ここでも配当ではなく利息という用語が使われている。

次に、「紙幣」において会社に関する記述は以下の通り。

「貨幣ヲ以テ交易ノ媒トナシテヨリ以来、從來障礙不便ノ事悉ク止ミ、交易ノ道大ニ開ケタリ。然レトモ世事日々ニ繁ク凡百需用ノ益急ナルニ比スレハ、猶イマタ足ラサル所アリ。…(中略)…金館ノ業マタ真幣ヲ用フルノ勞ヲ省クカ爲ナリ。民間餘貨アル者之ヲ持シテ金館ニ至レハ、金館之ヲ受取り何時ニ限ラス交還スヘキヨシヲ約束シ證書ヲ與フ。商人此證書ヲ懷ニスレバ隨所随意ノ賣買ヲ爲スヘシ。」

或問曰、商會及金館金ヲ受取り證書ヲ與フレハ煩勞アリ費用アリ危變ノ恐アリ、其上數多ノ貨幣ヲ備ヘ原主不時ニ來リ索ムルニ應セサルヘカラス、其損如此、所得ノ利分何クニ在ルヤ。答曰、從來實驗ニヨルニ、原主ノ來リ索ムル者格外ニ少ク金ノ存在スル者常ニ多シ、故ニ此存在セル者ヲ世上ニ借與シ利息ヲ收ムル

時ハ、之ヲ以テ館中ノ諸費ヲ償ヒ、其餘ヲ以テ尚ホ其本業ヲ隆興セシムルニ足レリ。」（吉野作造[1929]35-36頁）

ここでは金融機関を金館と呼び、金融機関の機能と業務を簡単に説明している。

次に、「爲替」において会社に関する説明は、以下の通り。

「爲替ノ業亦會社アリテ之ヲ專ニス、其利分ハ數日間ノ利息ニアリ。假令ハ曼織特ノ丙某千金ノ眞幣若クハ紙幣ヲ持チ會館ニ至リ爲替手形ヲ買フ、此手形ノ内ニ七日ノ後倫敦ニテ千金ヲ渡スヘキヨシヲ記ス、丙某即チ之ヲ倫敦ノ丁某ニ送レハ丁某之ヲ持チテ倫敦ノ會館ニテ千金ヲ受取ルナリ。右同時ニ甲某千金ヲ持ちて倫敦會館ニ至リ前同斷ノ手形ヲ買ヒ曼織特ノ乙某ニ送レハ乙某亦前同法ニテ千金ヲ受取ルナリ。此ノ受取渡ノ間千金ノ貨幣會館ニ在ルヲ七日ナリ、故ニ七日ノ間千金ヨリ生スル所ノ利息ハ即チ會社ノ利分ナリ。」（吉野作造[1929]36-37頁）

ここでは為替の仕組みとその業務を担う為替会社と仕組みが説明され、為替会社は為替業務による利息によって利益を獲得することが明らかにされている。

以上、『經濟小學』においては、その名の如くマクロの視点からの經濟一般の記述もあるものの、福沢に統いて会社知識の導入もはかられている。

ただし、実務的な知識、ノウハウといったものが導入されたとは言えない。

又『西洋事情』と同様、会計に関する記載はない。

そんな中、幕末を迎えるのであるが、実際に会社を設立する動きが出る。小栗忠順による兵庫商社である。

③ 小栗忠順による「兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之儀申上候書付」と兵庫商社

小栗忠順は 1827(文政十)年、直参旗本の家に生まれる。1860(安政七)年、日米修好通商条約批准書交換のための万延遣米使節においては正使新見正興、副使村垣範正とともに監察としてアメリカに渡る。

小栗は日米修好通商条約で決められた金貨と銀貨の交換比率の改正を目指す交渉を担当する。結局交渉は成功しなかったが、論理的な主張を展開したことにより、小栗はその名を上げることとなった。

帰国後、勘定奉行、軍艦奉行に就任、フランスとの関係が深まる中、1865(慶應元)年横須賀製鉄所を建設、フランス人ヴェルニーを首長とする。幕府直轄の横須賀製鉄所ではヴェルニーのもと、西洋簿記が採用されたということになっている⁷が、帳簿等は現存せず詳細は不明である。

小栗は横須賀製鉄所建設開始と時期を同じくして職を解かれるが、数か月後には勘定奉行に復帰する。

1867(慶應三)年 5(四)月、塙原但馬守、服部筑前守、星野豊後守と連名で兵庫商社の設立の建議を「兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之儀申上候書付」として行う。書付前半の内容は以下の通り。

「此度兵庫港御開可相成に付ては是迄長崎横濱兩港之仕來にては開港に相成候度毎に御損失に相成西洋各國に於て港を開き政府之利益を得候方法とは相反し實以奉恐入候次第右は全く商人組合之仕法無之薄元手之商人一己々々利慾にのみ耽り候故之儀と奉存候將又兵庫并大阪え外國人居留地御取設相成候に付ては兩所地平均築立等にて凡貳拾萬兩程は相掛り可申其餘運上所波戸場常夜燈掃除方役々御役宅西國往還西之宮より兵庫迄之間道附替其外にて惣計イタシハ九拾萬兩は當年之御出方に相成可申尤地平均築立等は居留地御貸渡に相成候へは御入費元高は相返り可申候得共借受人急速無之候節は一時に繰戻し候譯には參り不申運上所以下御用途金は年々税銀にて御仕理之積りには候得共是等も一時に繰戻兼可申兎も角も差向候處當年丈にて八九拾萬兩の御出高に有之可申候處近來御多端の折柄御用途も相嵩當年中にて八九拾萬兩之臨

時御出高不容易義にて假令御差繩相成候得共當節之形勢少も御貯蓄に相成置非常之急需に御差向置の方可然就ては右御開港に付商社取建方并御用途金出方之儀勘辨仕存付候儀左に申上候

一大阪町人共之内身元宜敷者廿人程人撰仕兵庫開港場交易商人頭取申渡右之者組合諸商買取引致し其餘望之者は右廿人之組合に入取引致候積一體交易筋は商人共一己之利益のみを貪り薄元手之者共互に競ひ取引いたし候様にては元手厚の外國人の爲に利權を得られ當時横濱表商人之如く今日僅に千金之益あり候共明日直に壹萬兩之損失出來候儀は全くは商人組合不申一己々々にて取引致候より右様之次第に陥り候儀右は商人一己の損失斗の様に相候へ共一商人其利を得さるは一夫其所を得さると同し理にて即御國內に於て夫丈之損失に相成十商人之損失も百商人之損失も其高丈御國の損失に相成遂に全國の利權を失し外國商人の爲に蔑視され西洋商人の爲に東洋に於て貨殖之地を與る儀にて實に歎息の次第に御座候就ては外國人と取引いたし候には何れにも外國交易の商社西名コムペニーの法に基き不申候半ては逆も盛大之貿易と御國之利益には相成申間敷と奉存候

一御用途金出方之儀凡百萬兩と見込候て前文申上候通當年中臨時御出高にては御差繩も如何可有之哉差向候處六月下旬よりは夫々目論見仕不申候半ては間に合間敷即今莫大之金高御入用に付勘辨仕候處右は前書町人共より金子爲差出右にて仕拂置追々御仕理の方と奉存候乍去大阪商人共是迄上納金も致し且は只々御用の申渡のみにては利益を以生業と致候商人共譬へ如何様之引當手形相渡候共御請申上候儀は有之間敷就ては兵庫港諸式御入用金之廉を以百萬兩之金札右町人廿人程之者より差出候儀御免許に相成候は、町人共おのれの利益有之候事故御請申上候様相成可申候尤廿人にて百萬兩は大數之如く候得共右廿人商社頭取に相成候事故五畿内は不申及近國之内には加り候者有之就中東西近江之豪商共右組合に屬し可申候間百萬兩位は出來可申と奉存候若又右にても危み候様にも候は、右之内より御用達申渡税金取立役所に出張爲仕取立の税銀立会の上御預に相成候は、日に月に元金入に相成候間危み申間敷候横濱表當時税銀大凡壹ヶ年百萬兩餘は有之可申兵庫は新港之事ゆへ三分の一を見込候ても三年程には皆濟相成可申と見込申候」（勝海舟 [1968] 599-600 頁）

つまり、会社設立奨励の背景として、開港による外国資本の利益の独占がある。これは国内の個人の商人では西洋各国の対応できていない。この事態に対応するためには西洋諸国に倣って商社を組織することが必要である。又、兵庫開港に伴い社会資本の整備が必要でそれには巨額の費用を必要とする。

それを解決するためには大阪商人のうちから 20 人程選び、その者たちに 100 万兩を拠出させ、かわりに商社に期限を切って金札の発行権を与える、その資金を以て社会資本の整備にあて、貿易を盛んにし、商社を発展させることを企図したものである。

瀧澤榮一(1918)によれば、「商社の創立は寧ろ紙幣の發行を目的となせるに似たり。されば此に商社といへるは、輸出入を直營する半官・半私の會社にして、銀行業を兼ねたるが如き者なるべし」(539 頁) というものである。

いわゆる貿易商社と発券銀行の機能を備えた会社設立の提案は、会社の制度に関する詳細な規定は定められないまま設立準備が始まられた。同年六月には「大阪町人共之内身元宜敷者廿人」にあたる大坂の商人に商社御用を命じ、「山中善衛門・廣岡九右衛門・長田作兵衛三名を肝煎とし」(大阪市役所 [1978] 964 頁)、他に 11 名に世話役を命じ、組織づくりもすすめられた⁸。事業の目玉である金札発行に関しても「兵庫御開港に付商社御用達共え金札御差免之儀に付奉伺候書付」により建議され、急ピッチで開業の準備が進められた。

しかし、幕府の計画どおりに大阪商人からの資金は集まらないまま、1867(慶應三)年 11(十)月の幕府の大政奉還により、兵庫商社は破綻する。

ちなみに「兵庫御開港に付商社御用達共え金札御差免之儀に付奉伺候書付」には会計に関する記載はない。

後述するが、1969(明治二)年の通商会社・為替会社設立の発想はこの小栗忠順による兵庫商社をモデルにしたと考えてよいと考える。

大政奉還後、1868(慶應三)年 1(十二)月王政復古の大号令により、明治新政府が成立する。新政府が樹立されたといつても、外交や国内の経済問題が変化するわけでもない。そのため、新政府にとっても兵庫商社のような会社の設立が経済には不可欠であることを認識していた。

しかし、「會社に關する知識を全然持ち合わせざりし商人等が開國後に於ける全く新規の輸入物たる會社を自ら進んで設立せんとするの氣運は、申す迄もなく毛頭存しなかつた。それがため、會社を設立するためには、先覺者たる政府自身で先づ會社を設立して、其典型を社會に示すこととした」（菅野和太郎 [1966]115 頁）のであるが、なかなか容易にことは進まず、まずは維新による経済混乱の懸念から、1868(慶應 4(明治元))年 6(閏四)月に、勧業を目的とした商法司を会計官のもとに設置した。

次いで、各地に商法會所を置き、1868 (慶應 4(明治元)) 年 7(五)月商法大意を布達する。内容は以下の通り。

「今度商法會所御建相成ニ付テハ諸問屋株ノ向ハ勿論總テ賣買手廣ニサセラレ度候條可心得事

- 一 賣直段取極仲間定法ト唱候類取調ノ上御聞届不相成候得共職業出精定法ヨリ下直ニ賣買イタシ候儀ハ可爲勝手事
- 一 諸商賣ニ付其品爲引當元手金拜借被仰付候尤限月利是相定メ候事
但商賣元手ニ相用候外猥リニ雜費等ニ遣ヒ込候儀ハ被禁其役々ヨリ急度取調候事
- 一 諸仲間ヨリ二人ツヽ人選イタシ肝煎ト唱ヘ名前サシ出可申事尤模様ニ寄是ヨリ被仰付候儀モ可有之事
- 一 諸株仲間取調ノ上人増減勝手タルヘキ事
- 一 是迄仕來候冥加金上納等ノ儀ハ御廢シ相成取調ノ上税法御定可被仰出候事」

(明治財政史編纂会(1972)327-328 頁)

この布達により、先ずは江戸時代からの株仲間の制限が緩和され、営業の自由化が図られている。また、商法會所が金融機能を持つこと、さらには民間の株仲間のメンバーから肝煎として商法會所に組み入れること等が設定された。政府が民間に手本を見せるために政府の機関に民間からの人材をいれ、紙幣発行を許可して経済発展を図るという図式は兵庫商社設立のおりの仕組みと類似点が多い事が確認できる。

この商法大意は同時期に発行された太政官札の流通とセットであったが、その流通は滞り、かえって混乱を招くこととなった。

そのような状況を見て政府に意見書を提出したのが五代友厚である。

④ 新政府と五代友厚の「商律商社取調之大略」

片岡春卿（1895）⁹によれば、五代友厚は薩摩藩士の家に生まれ、1865（慶應元）年、薩摩藩遣英使節の外交使節の一員としてイギリスを中心にヨーロッパ各国を訪問する。その過程で知り合ったシャルル・ド・モンブランと貿易商社設立の契約を結ぶ。結果的には失敗に終わるも、帰国後はグラバーとともに長崎で造船業を手がけた。新政府樹立後、明治政府に出仕した後、実業家となる。

その明治政府に出仕した時期には、外国官権判事をはじめとして大阪において重職兼務しながら、1869（明治二年）に建言したものが「商律商社取調之大略」と思われる¹⁰。

内容は以下の通り。

「第一

一商法ハ政府自ラ之ヲ爲スヲ禁ス遍ク下商民ニナサシメ政府ハ商家益分ノ多寡ニ應シ多少ノ商税ヲ収メシム是政府ニ於テ商ヲ開クノ大着目也

但政府商事ヲ成ザルヲ得サレハ其ノ商社ニ加入シ其出金高ニ應シ益分ヲ配割スヘシ

第二

一海内商ヲ開カント欲セハ第一商律ヲ立ヘシ商律立ザレハ商業ナリカタシ故ニ府藩縣一般ニ左之布告ヲ乞フ

一商業賣買取組候節ハ趣意巨細ニ約定證書ニ顯ハシ同文二通ヲ相認メ互ニ名印及割印ヲ居ヘ雙方一通宛控ヘ置クヘキ事

一商業ニ付金錢及品物ヲ借り返済ノ期限ヲ過シ等閑ニ致シ候者ハ可罪事

一商物賣買ノ期限ヲ約シ其約ニ違ヒ或ハ相場下落等ヨリ約ヲ背キ候者ハ可爲曲事

一僞物ヲ以テ人ヲ欺ク者ハ可罪事

但薬種類ハ人命ニ拘リ候儀ニ付其罪不輕モノナリ

一手元ニ無之品有之躰ニ申僞リ賣買スル者ヲ禁ス

右之通商律被召建候條心得違ノ者於有之ハ其罪ノ輕重ニ依リ相當ノ罰金可申付事柄ニ依テハ嚴科ニモ可處條可得其意事

第三

一商法ハ第一金錢ノ融通ニアリ金錢ノ融通ハ兩替屋ニ依テ生ス故ニ商業ヲ盛ニ
パンク

センカ爲歐羅巴バンク之規則ニ隨ヒ兩替屋ヲ開クノ仕法左之通

一兩替屋職業ハ若干ノ金ヲ以テ得カタキ事業一人一己ノ微力ヲ以テ立カタシ試ニ今東京浪華ノ二府ニ於テ豪商ヲ説得シ其衆力ヲ合同シテ兩替屋ヲ立タシむ譬へハ浪華ニ於テ手ヲ下ス左ノ如シ

一浪華兩替屋社中數百軒アリ其内引合先ト唱ヘ是迄孤立シタリシ内自カラ組合アリ其衆ヲ合同シテ一商會トナシ一大店ヲ調ヘ何々商社ト改メシメ而シテ其合同シタル金高凡幾何ナルヲ知識シ又政府ハ是迄商法會所有金ノ内ヨリ若干ノ金ヲ其社中ニ貸シ與ヘ其微力ヲ助ケテ一商會トナシ凡十軒ヲ立ツ其趣向左件ノ如シ

第一益分ハ歐羅巴ノ會社ニ習ヒ各出金高ニ應シ比例算ヲ以テ配分ス

第二政府ヨリ貸シ與ヘタル金ハ一ヶ年七八朱ノ利息ヲ算シ其利金ハ年々十二月限リニ収メシメ元金ハ十三ヶ年賦ヲ以テ返サシム

第三兩替屋ハ正金而已預リ手形ヲ出サシム尤金札ニ對スルハ正金也
又正金ニ對スルハ金札也故ニ金札ノ融通多ケレハ其價下ル又正金ノ融通多ケレハ金札ノ價上ル也
第四兩替屋ニ於テ紙幣ノ預リ手形ヲ出サバ古ヘ丁銀同様ノ惡幣ヲ釀スニ至ルヘシ
第五兩替屋金錢ヲ預ルニ初メヨリ預クヘキ月數ヲ極メ候者ヘバ凡四五六朱ノ利金ヲ拂フヘシ又月數ヲ
極メス入用次第臨時相受取ヘキトノ言ヲ以テ相預ケ候者ヘハ利金ヲ拂ハズ
第六是迄有來ノ質屋株ヲ漸ク廢シ兩替屋ニテ質屋ヲ兼帶セシメ引當ヲ以テ金ヲ貸サシム而テ其利息ハ
引當ノ品ニヨリテ多寡其兩替屋ノ隨意タルヘシ
右之趣向ニヨリテ兩替商社ヲ建追々加入之法ヲ設ケ貴賤高下ヲ論セス有財の者ハ追々説得シテ漸ク其衆
力ヲ集メ速ニ貨幣ノ權ヲ我ニ復シ廣ク爲替ノ辨ヲ通シ海内ノ諸商ヲ助ケ其餘力海外ニ及ホサン事ヲ希望
ス

第四

一諸商孤立ノ法ヲ漸ク廢シ商社ノ法ヲ立ル其趣向ハ海内ノ諸商未タ商社ノ甘味ヲ知ラス令スト雖行ハレ
ズ故ニ從來ノ家株ヨリシテ之ヲ喚ス初メ譬へハ薬店ノ株アリ其名簿中才發ナル者二三十人ヲ調へ屢之ヲ
集メテ商社ノ利用欠クヘカラザルヲ細カニ説得シ殆ント理會スルニ及シテ初メ先ツ四五社ヲ結ハシム而
シテ其商社中ニ若干ノ金ヲ貸シ開店イタサシム然レバ則チ餘ノ薬店中漸ク商社ノ良則ヲ甘シ競フテ之ヲ
願フハ必然タリ時ニ各相合スル者トヲ會社ニシテ些少ノ金ヲ貸シ之ヲ助ケ愈之ヲ一般ニ及サン事ヲ爰ニ
於テ政府ハ最モ緊要ノ着目アリ如何トナレハ今暫シ數百萬金ヲ大阪市中ニ捨ルト思ヒ商社中ニ之ヲ貸シ
利ヲ以テ人ヲ導キ而シテ商社ヲ立其商社盛ナルニ隨ヒ商税ノ法自カラ行ハルヘシ然ラハ則前ニ捨タル數
百萬金ハ年々歲々商税ト成テ返ル其利幾何ソヤ觀者能之ヲ辨セヨ

但商社中ニ貸シタル金ハ何レモ七八朱ノ利息ヲ十二月ニ収メシメ其元金ハ十三年賦ニシテ返サシム商
社ノ法則ハ洋人ノ規立ニ隨フ

第五

一蒸氣飛脚船ノ法ヲ設ケ内外物品ノ流通ヲ助ケ或ヒハ内外物價ノ昇降ヲ開港ノ諸港ニ通シ商法ノ權ヲ我ニ
復セシム我樞要ノ急務也

但飛脚船ハ會社ヲ以テ之ヲ立又其會社ニハ政府ヨリ金ヲ貸シ其微力ヲ助クヘシ

第六

一金銀紙幣ノ相場及物價ハ政府之ヲ立ルノ權ナシ下商民時ノ勢ヒニ任スヘシ

第七

一紙幣五百万兩宛東京浪華ノ兩府ニ分チ両替屋ヲ立テ貨幣ノ權ヲ我ニ復スルヲ助ケ或ヒハ諸商社ヲ開クニ
貸シ飛脚船ノ要用ヲ助ケシム

但兩府商法會所有用ノ金ヲ以テ之ニ宛行不足ハ會計官ヨリシテ出サシム

右之趣向ヲ以テ東京浪華兩府ニ於テ商律ヲ定メ各々盛ナルニ隨ヒ諸國各藩響ニ應シ令セスシテ忽チ海内一
般に行ハルニ至ルヘシ

五代友厚慎言」

(日本史籍協会編[1935]345-351頁)

内容を簡潔にまとめると、先ず政府が直接事業を行うのではなく、商人に事業をさせて利益に応じた税
の徴収を謳う。後述するが、この「商税ヲ収メシム」ことは為替会社の利益処分に大きな影響を及ぼした

のではないかと考えられる。但し政府が事業を行わなければならないときは、商社に出資して利益配当を受けるべきであるとしている。

次に、国内の商取引においてはビジネスルールの確立が重要であること。

また、特に銀行、五代は両替屋とする金融機関の設立を重視する。欧米の銀行に相当する組織としての両替屋を設立させ、金融業を盛り立てること。

特に東京、大阪、とりわけ大阪においては豪商に慇懃して合同させ、そこに政府が若干の金銭を貸し与えて、経営を支援し利益に応じた配当の獲得、両替屋への出資の自由の保証、預金金利と預金期間の設定等金融機関としての具体的な方策を建言している。

さらに、会社制度の知識の普及、政府が支援する蒸気飛脚船会社の設立、為替レートの自由化、こと等がうたわれている。

但し、ここでも会計に関する記載はない。

⑤ 濵澤榮一による商法会所

最後は濵澤榮一を取り上げる。渋沢青淵記念財団竜門社(1955a 及び 1955 b)によれば、濵澤榮一は1840年に現在の埼玉県の農家の長男として生まれ、青年期は一時期倒幕運動に参加する。その後、一橋慶喜に仕えることとなり、士分をえる。1867年に徳川昭武(慶喜の異母弟)に随行してフランスへ渡航する。

ところがフランスから帰国すると大政奉還、王政復古の大号令が出されていた。徳川慶喜が幕臣とともに静岡藩に住むこととなったため、濱澤も静岡藩に出仕することになる。

折柄、明治新政府が諸藩へ石高拝借ということを行った。これは維新による経済困難からの脱却を企図したもので、約5000万両の紙幣が発行されたのである。しかし、この紙幣への信用が低く、政府の思惑通りに普及しなかった。そこで全国の諸藩の石高に応じて、新紙幣を13年間、年3%の利子で、貸し付けるというものであった。

ここで濱澤はフランスで得た知識を活用する。つまり、この「石高拝借の金高をば都て別途の経済として、これを基本に興行殖産のことを発達させ、其運転中に生ずるところの利益を以て、返納金に充てることにしましたならば、藩庁の御利益は申すまでもなく、地方人民の上に於ても此の上の幸福はあるまいと考えます、又静岡は小都會ではあるが随分相応の商人もあることありますから、原資金を貸与して其商業を一層盛んにすることは、敢て難事でもなからう、元来商売といふものは一人一ヶの力ではこれを盛んにすることは出来ぬものだから、そこは西洋に行はれる共力合本法を採用するのが、最も必要な急務であらうと思ふ、今此の共力合本の便利有益を、有力の商人に会得させたならば此の地方でも幾分の合本は出来るに相違ないから、此の石高拝借金を基礎としてこれに地方の資本を合同させて、一個の商会を組立、売買貸借の事を取扱せたならば、地方の商況を一変して大に進歩の功を奏することを得るであろう」(渋沢青淵記念財団竜門社[1955 b]94-95頁)と静岡藩の勘定頭平岡準蔵に進言した。

平岡はこのアイディアを藩庁に持ち込み、藩庁もすぐさま採択された。組織の名称は「商法会所」となり、事務所の場所も決まり、濱澤は直ぐに「組合商法会所規則¹¹」をまとめた。

濱澤は商法会所の業務を「商品抵当の貸附、又は定期当座預金、或は地方農業の奨励として京阪其他に於て米穀肥料等を買入れ、之を静岡其他の市場に売却し又は地方の村々へ貸与する等、銀行と商業とを混

満した様なものであった」(渋沢青淵記念財団竜門社[1955 b]99頁)としている。「組合商法会所規則」を見ると、組織としても株式会社の要件を満たしている。

この商法会所は、版籍奉還に伴い常平倉となるが、商法会所廃止に伴い、「存立中の成績を一瞥するに、資本総額金二十九万四千七百十七両・永五十二文五分四厘に対して、金八万五千六百五十一両三分・永二百三十一文二厘の利益を挙げ、金千四百両一分・永二百四十三文九分一厘・金札四両三分一朱の積立金を為せる」(渋沢青淵記念財団竜門社[1955 b]99頁)状況であったとされる。残念なことにこの決算書類は確認できていない。

話はここから発展する。この商法会所のアイディアは中央政府に聞き及ぶこととなり、瀧澤に中央官庁に出仕するようにとの要請が来る。本人に逡巡はあったものの、結果として瀧澤は民部省に出仕し、しかし後、本格的な株式会社制度を備え、西洋式簿記による決算制度を採用した国立銀行設立に貢献する。

因みに、商法会所の後継となった常平倉については明治二年九月より明治五年正月までの期間の「常平倉勘定帳¹²」なる書類が存在し、当然のことながら和式簿記法による書類となっている。

3. 為替会社の仕組みの特徴と勘定調書

① 通商司の設立、商法司の廃止

通商司は1969(明治二)年4(二)月に各開港場に設置された。当初は外国官の下に置かれた。これは上述した商法司が国内の商業振興を目的としていたのに対し、通商司は開港場における貿易業務におけるトラブル、混乱に対応し、その弊害を解決することを目的としていた。その上で国内の貿易業者の支援にあたり、ひいてはそれが政府の財政に寄与すること等を目的に設置された。

当初、外国官の下に設置されたものの、すぐに会計官の下に置かれることになったため、商法司は同年4(三)月に廃止となる。

1969(明治二)年8(六)月に出された太政官達をみると、通商司の大きな職務権限が明らかになっている。内容は以下の通り。

- 「今般會計官中通商司ヲ置キ追々商律ヲ可被爲立タメ左ノ條權御委任候事
一 物價平均流通ヲ計ルノ權
一 兩換屋ヲ建ルノ權
一 金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ權
一 開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品賣買ヲ指揮スルノ權
一 廻漕ヲ司ルノ權
一 諸商職株ヲ進退改正スルノ權
一 諸商社ヲ建ルノ權
一 商税ヲ監督スルノ權
一 諸請負ノ法ヲ建ルノ權
右之件々御委任候間三都府始メ諸開港場へ出張地方官へ談合ノ上施行可致事」

(明治財政史編纂會[1972]331頁)

特筆すべきは、「兩換屋ヲ建ルノ權」と五代の建言にある両替屋という用語がそのまま使われており、両替屋つまりは銀行を設立し、諸商社を設立し、さらに商税を監督する事が明記されていることである。

このことが後述する「兩替屋ヲ建ル之法」につながると考えられる。

② 爲替會社規則

上述の太政官達においては兩換屋となっているものの、実際には為替會社として通商司の下、東京、横浜、新潟、西京(京都)、大阪、神戸、大津、敦賀の8か所に設置される。

政府が民間に手本を見せるために政府の機関に民間からの人材をいれ、紙幣発行を許可して経済発展を図るという図式はここでも発揮され、1969(明治二)年(八)月、大阪には『官版大坂商社規則¹³』なる文書が出される。

ここでは先ず為替會社と通商會社の所務が明らかにされ、両社の業務内容が明らかにされ、次に通商會社の規則、為替會社規則が順に配置されている。為替會社規則の内容は以下の通り。

「第一ヶ條

今般為替會社被為建候義は、諸國為替金融通自在を得、商業便利ならしめん為めにして、富國の基礎可被為建御趣意に付、當會社より貸出し候金子返済方相滯候節は於官府嚴重可申付、假令官家武家に關係する事有之候とも聊因循する事不可有之、萬一埒明かざる向は官府において引受合辨可申事。

但為替會社は兩替為替金貸付金等取扱、通商會社は商賣品に寄類を分け組合を立、同心協力いたし商業相營候商社惣體の取扱いたし候事。

第二ヶ條

為替會社貸付并為替元備金として若干金官府より御下け渡可有之事。

第三ヶ條

為替會社惣頭取を始社中一統分限に應じ金子差出貸附并為替元備へ差加可申利足の義は月一步の割合を以請取之可申事

第四ヶ條

社外のものにても社中へ預け金致候義は随意たるべく利足の義は前同様の割合を以相渡し申へき事

但預け金年月の義は當人可為随意事

第五ヶ條

差加金并預り金為替手形の義は番號名前相記し振出可申、尤社中身元金の外は自分入用の節何時にも手形引替金子差戻可申、尤預り月數三ヶ月内の定めに候はゞ無利足、右月數以上に候はゞ初月よりの利子相渡可申事。

第六ヶ條

為替會社通商會社兩組の義は互に相助合候て事業を成し候義に付一家の如く實効相顯候様可致因ては兩會社之諸帳面は社中の者は勿論兩會社頭取は相互に随意に見改めるの權あるべき事。

第七ヶ條

差加金預り金為替手形火盜難等にて紛失致候はゞ早速其番號名前等届出可申、届日限より三ヶ月相過候て不出候はゞ元金差戻候とも預り手形書改候とも當人随意に取計可遣事。

第八ヶ條

差加金預り手形賣買致候とも隨意可爲尤何某へ相讓申度段前以申出聞濟の上相讓可申事。

第九ヶ條

貸附金の儀は商社中の者に無之候とも引當証據物相預り時價の半價より六七分價を限衆評の上證人貳人取之貸渡可申勿論手續等相求候に不及直に爲替會社に申出べき事。

第十ヶ條

商社中貸渡の儀は品に寄引當品無之とも頭取并組合役々連印ヲ以申出候節は貸渡申へき事。

第十一ヶ條

遠國の旅人當所へ持越候荷物引當を以て借用申出候分にても當所の者請人に相立候得ば貸附可申事。

第十二ヶ條

社中貸附金利足の義は月一步五厘の割合を以て貨渡、元金返納の期月に至元利取揃受可申、期月の義は借主相對を以て取極可申、併通例六ヶ月限りたるべし、無據なき分にても一ヶ月を越べからず、引當品の義は期月相立候はゞ、何品たるを限らず商社中に於て公平の入札を以て賣拂ひ、過金は借主へ相渡、不足金は借主より相償可申事。

但期月中引當代價格別下落する事あらば借主より差入金を成さしむべし且引當品賣拂入札の期日ゆるかせに不可爲事。

第十三ヶ條

爲替會社組合の義は十人づゝ月番相立一ヶ月づゝ持切月番貸出し金之義は返済まで其月番かゞりの事。

但非番の内貳人づゝ順を立時々會社を見廻可申事。

第十四ヶ條

爲替會社へ相加り申度申出候はゞ社中一同評議の上身元取調加入爲致可申遠國のものにても同様可相心得尤其國の府藩縣添翰持參可爲致事。

第十五ヶ條

於諸國爲替會社并に商社等取立申度候はゞ、東京大坂兩局の差圖を得其規則に隨ひ申すべき事。

第十六ヶ條

新貨幣御製造の上新古の正金引替方の義は通商局に於て取扱可申事。

第十七ヶ條

市中融通の爲錢幣發行致可申相庭之義は金一兩に付錢十貫文可爲事。

但賣買手數料として金壹兩に附百文づゝ請取候義は不苦事。

第十八ヶ條

爲替會社金利所得壹萬兩有之候はゞ

但本文所得と有之候は一ヶ月一分五厘にて貸付金子差出候ものへは一分の割合を以て利息相渡候に付則五厘づゝの差金有之其餘手形貸等にて益金相成候得分に有之候。

金壹萬兩

内

金三千三百三十兩餘 別段積立備金

金三千三百三十兩餘 爲替會社諸雜用手代其他月給手當等支拂

金三千三百三十兩餘 最初より差加金いたし候者へ出金高に應じ割渡

但商社のものにても爲替會社元備金へ最初より差加候者は此割合一步五厘に相當り候迄は割渡候事

第十九ヶ條

神戸表へも爲替會社通商會社大坂表より出張所取建大坂神戸貿易商人共は都て兩會社取扱之商社中へ差加へ可申事。

但神戸表出張所の義も當會社同様非番の者より見廻可申事。

第二十ヶ條

爲替手形十分被行候ため貿易商社商人とも賣込品代り金銀十兩以上并洋銀五十弗以上請取候節爲替會社へ正金差出手形と引替可申規則に付申出候節は無差支取扱遣し可申事。

第二十一ヶ條

外國品買取り代り金相渡候節も同様買主所持の正金爲替會社へ差出會社の手形と引替右手形を以て外國人へ相渡荷物引取候筈に付其段可相心得事。

第二十二ヶ條

洋銀引替の儀は條約面の通百枚に付壹分銀三百十一此金七十七兩三分の割合に候事。

第二十三ヶ條

爲替會社手形振出定例休日の外は朝五つ時より夕七つ時迄に付右刻限中可申出事。

第二十四ヶ條

神戸長崎等の開港場は大坂持、箱館新潟等の開港場は東京持にて追々出張所取立前書の仕法を以取扱可申、其他東京開市場とも同様取扱之事。

第二十五ヶ條

金札行方盛衰の儀は爲替會社商社組合の心得に有之義にて銘々の損益に相拘候義に付精々盡力いたし十分被行候様可致候事。

第二十六ヶ條

權威私情を以て依怙の取計一切致間敷、厚御趣意を了解不致狐疑を懷き因循致候もの、或は、仕法取組中妨に可相成義等申觸候族有之は早々可申立、急度曲事可申付候事。

右箇條の趣堅相守可申、猶此後辨利を以相立候箇條或は相改候廉等一々此末へ書加へ同様かたく相守もの也。

己八月」

(吉野作造 [1929] 483-485 頁)

その後、官版の規則に対して、外国商人から一部の文言について取引上の不利を訴える抗議がなされたため、最終的には「第二條、第七條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條が削除」(菅野和太郎 [1966] 149 頁)された¹⁴。

修正はあったものの、この規則より為替會社の概要の特徴を明らかにすると、以下の如くとなる。

- ・融資にあたり返済が滞った場合、最終的には政府が引き受けること
- ・資本金に当たる差加金に対して月一%の利息が付くこと
- ・誰でも爲替會社に預金でき、期間も自由であること
- ・預金にも月 1 %の利息が付くこと
- ・差加金は売買できること
- ・貸付にあたっては担保となるものの時価を評価して行うこと、貸付金利は月 1.5%で貸付期間は原則 6 ヶ月であること

- ・紙幣（金券、銀券、錢券、洋銀券）の発行が認められていること

- ・両替業務が認められていること

等が定められている。

これ等の特徴から、爲替會社は厚い政府の保護政策の下に設立されたことが伺える。

また、爲替會社の主たる業務となる貸付の源泉は、「第一政府ノ貸下金 第二會社總頭取以下ノ身元金第三諸預り金」（大内・土屋 [1979] 336 頁）となっている。

そしてこの政府の貸下金には、当時なかなか流通がはからなかった太政官札があてられた¹⁵。

表2 各爲替會社基立金トシテ政府ヨリ貸下高

會社	貸下金高
東京爲替會社	332, 000両
横濱爲替會社	300, 000両
西京爲替會社	300, 000両
大阪爲替會社	460, 000両
神戸爲替會社	230, 000両 (内正金150, 000両)

出所) 大内・土屋 [1979] より作成。

さらに言えばこの貸下金は、爲替會社においては預り金となるため、「貸下金ハ利足ヲ附シ別ニ所得ノ益割ヲモ上納スルノ定ナリキ（大内・土屋 [1979] 336 頁）と、政府の厚い保護と同時に政府は利息収入の獲得を目指した政策であったともいえよう。

融資については、日本銀行総裁などを務めた松尾臣善¹⁶が井上馨らとの対談の中で「最後は政府で辨償してやるという意味になって居る。それですから、三井でも、小野でも、島田でも、身元金を出して、此に入つて居る人達は、自分の商賣とは思つて居ない。政府の仕事、之は國の擔當ぢやと思つて居る。自分は役を命ぜられて、此處に来て居るものであると云ふ考を以て従事して居つた」（沢田章 [1978] 158 頁）としている。この言及は行政の立場からの評価であるため、爲替會社設立のために集められた商人の側からの評価も考慮に入れないといけないが、結果的に制度設計に問題があったため、設立当初からモラルハザードが内在していたことを明らかにしている。

他に注目すべき点として利益処分の方法がある。江戸時代から存在した三ツ割方式¹⁷をとっている。この三ツ割は江戸期においては基本的に利益の3分の1を奉公人に配分するというものである。但し、爲替會社の三ツ割は大きく異なる点があった。

つまり、爲替會社では利益の33%を別段積立備金とするのである。これは字面からすれば現代でいう内部留保と理解されるかもしれないが、この点に関しては後述する。

最後になるが、通商會社、爲替會社の社中がお互いの会社の帳簿を見ることは可能であるが、帳簿や会計に関する規定はない。さらに言うと、この時点では決算に関する規定もないのである。

③兩替屋ヲ建ル之法

そこで何かしら為替会社の決算及び会計に関する記述を搜してみたところ、日本銀行調査局（1955a）の「東京爲替會社の部 其一」に「兩替屋ヲ建ル之法」なる記事の中に決算に関する記述を見つける。前述の通り通商司の職務権限を明らかにした太政官達を受けたものと考えられる。その内容のうち第十五章は以下の通り。

「第十五章

一此會社ハ年々六月、十一月兩度決算ヲナシ、各出銀ニ應シ、第四章之比例算ヲ以テ其益分ヲ配分スヘシ」（171 頁）

この記事には年月日の記載がない。しかし、1年に2度の決算をすることが明らかになっている。

さらに日本銀行調査局（1955a）「横浜爲替會社の部 其一」にも「兩替屋ヲ建ル之法」（382-385 頁）があり、同様の記述がある。

但し、決算書類の様式などに関する記述はない。

4. 幕末の豪商の会計と為替会社の会計

① 江戸末期の和式簿記法の特徴

以上、為替会社設立までの経緯をたどってきたが、一貫して言えることは幕末から会社という組織に関する知識の導入が積極的に行われ、幕府も明治政府もその設立を奨励したものの、会計に関する詳しい準備、記述がないまま、為替会社という組織ができあがったということである。

会社制度を軌道に乗せることができが先決で、会計のことまで考えが及ばなかったとも考えられる。乱暴な話かもしれないが、会計は和式簿記法によって十分対応できると考えられていたのかもしれない。

というのも、和式簿記法については高寺貞男（1978）が、長谷川家江戸店の1707年度の「店算用目録帳」と「大黒」、三井大元方の1710年上半年期の「勘定目録」、中井家仙台元方の1801年度の「店卸目録」小野家南部別家の1837年度「勘定目録下書」は損益計算と財産計算の両面から2重に利益測定¹⁸していく「洋式簿記法レベルにまで発達した和式簿記法であった」（9-10 頁）とし、そのレベルまで「発達した和式簿記法は、それが拠って立つ加減法併用という算法を加法専用に変換し（それにともない、会計実体を主格とする用語法を取り引きを主格とする用語法に変え）、さらに右縦書き式という書法を左横書き式に変形さえすれば、容易に洋式簿記法に切換えることが可能であった」（10 頁）としている。

そうであれば、和式簿記法に対する評価がもう少し高くてもよいのではないだろうか。

② 慶応三年の三井家大元方の勘定目録

この高寺説にそって考えてみると、為替会社の財務書類を和式簿記法で作成することも、それほど困難をきたすものではなかったのかもしれない。

そこで為替会社設立直前の日本の豪商における会計の実態を確認してみよう。

三井家大元方の 1867(慶應三)年の大元方勘定目録を、現代の西洋式複式簿記の BS, PL の形式に寄せて、つまり、右漢数字縦書きを左アラビア数字横書きにして、負債資本を右側、資産を左側、収益を右側、費用及び利益を左側に配置してみたい¹⁹。(巻末資料 1)

すると、洋式簿記でいう勘定式の貸借対照表と同じく勘定式の損益計算書ができる。

但し、西洋簿記のように相手方主格ではなく、三井大元方の場合は負債・純資産が預り方、資産が貸方、収益が入方、費用が払方と三井大元方が主格となる用語で表記されている。当該期間は損失を計上しているので、期首の有高から損失分を差し引き、持株比率に従って各家に分配されることを明らかにしているが、そのまま次期の期首の有高になると考えられる。

帳簿の右側を貸方、左側を借方とし、左横書きのアラビア数字による位取り記数法で数値を表記することを特徴とする洋式簿記法に対し、当然のことながら高寺説は幕末の三井大元方においてもあてはまるといえる。

③ 為替会社の会計－2つのタイプの勘定調書－

以上、為替会社設立に向けた経緯を辿り、さらに三井大元方の会計に関する検討をしてきた。為替会社の決算及び会計に関する記述や言及はほとんどない状況であるのだが、日本銀行調査局（1955b）により『会社全書』下巻を確認すると、為替会社には決算関連書類と言える書類が存在する。東京為替会社には他に身元金控、在金内譯帳、人員身元金及び日締留なる文書が掲載されている。

身元金控はいわゆる株主名簿であり、在金内譯帳は所有する現金の内訳を記したものである。日締留は東京為替会社の場合、身元金、社外預、利入、為替札代り、貸出、利拂という項目をたてて毎日の各項目の残高を一覧にしたものとなっている。そして、勘定調書である。

東京為替会社が開業して初めての決算と思われる明治二巳年十一・十二月分の勘定調書を見てみる（巻末資料 2）と、表紙には通商司長官（通商正）大隈大輔、伊藤少輔の他 6 名の役職者²⁰と東京為替会社勘定調書と表記されている。3 カ月間の決算書類である。『会社全書』下巻に掲載されている為替会社の勘定調書の中では最も早く提出された書類となる。

江戸時代の豪商における和式簿記法による会計は、基本的に家族・同族企業における管理会計である。しかし、為替会社における勘定調書は通商司という役所にあてたものなので出資者に対する財務書類ではないが、融資元というべきか、とりあえずは会社外部への初めての財務会計ということになる。

しかも、為替会社の決算書類は確たる規定もない（あるいは現時点では確認できていない）まま作成され報告されたことになる。

内容は、右漢数字縦書きで、「元方」（A）から始まる。元方には負債・純資産が記載され、為替会社が製造した紙幣の額が為替札として計上されている。

次に「内出拂」（B）として資産が計上され、貸付と現金有高が記載されている。

さらに「益金」（C）として貸付の受取利息が計上され、再度「内出拂」（D）という項目がたてられ、こちらは費用に当たる元建金及び借入金の支払利息等が計上されている。

その後、「高」（E）として利益額が表示され、利益処分が「三ツ割」として、国力三ツ割一分、会社諸入用三ツ割一分、社中割符金三ツ割一分となっている。そして「右之通相違無御座候以上」と書かれ、日付が明治二年十二月、總頭取及び名代頭取並の氏名が並び、最後に通商司御役所となっている。

特徴的なのは、各領域の金額が (A) = (B)、(C) - (D) = (E) となっているものの (E) が (A) には反映されているか明らかになっていない。

考えられるにすれば、利益を既に三ツ割として処分・支払済みのため、その分資産の現金有高が控除されているのかもしれない。横濱爲替會社の勘定調書も同様の形式である。

しかし、確証となるような文書は確認できていない。

次に大阪爲替會社の勘定調書を見てみよう。最も古いものが明治己巳歳九月より明治三庚午歳六月までの10ヵ月間の決算書類である。表紙には大隈大輔、伊藤少輔の他の役職者と「爲替會社勘定仕上ヶ取調書」と表記されている²¹。

東京や横濱爲替會社とは異なり、「元建」という用語 (A) から始まる。内容は純資産と負債であり東京爲替會社と同じであるが、特筆すべきは、この元建てのなかに一金二萬五千六十五(25,065)兩一步二朱、錢錢三百五十六文として計上されている項目に「商社貸竝組合引當貸出金利息日歩爲替打取入之内預リ金利息拂差引金益金の分但已九月迄午六月迄」と但書をついていることである。

続いて、「内出拂」(B) があり、ここでは東京爲替會社と同様、資産が計上されているが、貸付項目が合計され、「差引」として現金有高が計上されている。

その後、「益金」(C)、再度「内出拂」(D) が配置され、「差引」(E) として利益額が表示され、上述した「商社貸竝組合引當貸出金利息日歩爲替打取入之内預リ金利息拂差引金益金の分但已九月迄午六月迄」の金額に一致するわけである。その後、利益処分が此三ツ割として積立金、諸雑用月給、身元金高ニ應割渡シが計上されている。

そして右ハ已九月迄午六月迄勘定取調書如斯御座候 以上と書かれ、日付が明治三庚午年七月、提出者は大阪爲替會社で東京爲替會社とは異なり、取締の役職者名が列記され、その後に總頭取、最後に總差配司三野村利右衛門の名前がある。最後に通商司御中となっている。

各大項目の数的関係を明らかにすれば (A) = (B)、(C) - (D) = (E) となっている。

定まった会計規則がないので、東京爲替會社と大阪爲替會社において「勘定調書」と「勘定仕上ヶ取調書」、「元方」と「元建」と使用する用語に違いがあるのは、ある意味当然だと考えられる。

しかし、どちらにせよ、左横書き位取り記数法によるアラビア数字表記の洋式簿記法に基本的には匹敵する内容である。

ただ、利益を負債純資産の欄に計上するかしないかという問題は、決算を利益処分後に締め切ったのか、利益処分前に締め切ったのかという問題となり、興味を引く。

そこで東京、大阪以外の各社の「勘定調書」の様子を確認してみよう。

東京爲替會社、横濱爲替會社、大阪爲替會社、西京爲替會社、大津爲替會社、神戸爲替會社、敦賀爲替會社(巻末資料3)の勘定調書を確認すると、東京爲替會社及び横濱爲替會社は勘定調書で負債・純資産を元方と表現し、その中に利益の計上はない。

対して、大阪爲替會社、西京爲替會社、大津爲替會社、神戸爲替會社、敦賀爲替會社の各社は当初、勘定仕上ヶ取調書という名称の書類で、負債・純資産を元建と表現し、当該営業期間の利益を計上している。また内出拂で資産が計上されるが、貸付合計の後「差引」で現金有高が計上されていた。

但し、明治三年の後半より、大阪爲替會社を除いて書類の名称が「勘定調書」となり、項目構成は東京爲替會社、横濱爲替會社と同じ形式となった。

のことにより、勘定調書は当初、関東と関西で類似するものの別々の形式で作成されたが、ほどなく統一規格への動きがあったと考えられる。

また、注目すべきは、大津爲替會社、神戸爲替會社、敦賀爲替會社の勘定仕上ヶ取調書においては三ツ割の但書が当初「國力積立通商司納」となっていて、国力積立金が通商司に納められている点である²²。

これは前述した五代による商税と見ることも可能であると思われる。政府から紙幣のつまり「國力積立金」と言う名称の実質税率33%の法人税とも考えられる。そうだとすれば勘定調書は財務会計の機能だけでなく税務会計の機能も果たしたといえるかもしれない。

しかしながら、この点に関して『貨政考要』では、「國力積立金ノ性質ハ最初ハ恰モ政府ヨリ會社ニ課シタル税ノ如ク、其ノ目的ハ船舶ヲ造リ工業ヲ起シ非常ノ變アラハ政府ニ獻上スルニアリシカ結末ニ至リ終ニ會社ノ所得ニ歸シタリ」(大内・土屋〔1979〕337頁)としていて、当初は税金として企図されていたが、爲替會社からの要請により、かなわなかつたようである²³。

出資金たる身元金には利益に応じた配当のみならず、月1歩、つまり年12%の利息がかかり、さらに政府からの貸下金にも利子がかかるため、融資などによる収益と事業リスクを勘案すると資本コストに合わないことから、33%の法人税に相当する三ツ割は現場からの要請により社内に別会計で積み立てられることになったと考えられる。

表3 明治四年三月までの各為替会社の勘定調書の項目構成

東京	横濱	大阪	西京	大津	神戸	敦賀
			2-8～3-5 出拂 元建 (有) 出拂 益金			
		2-9～3-6 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金				
2-11～12 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金						
3-1～3 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金						
3-4～6 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金						
3-7～9 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金		3-7～9 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金				
3-10, 閏 10, 11 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金	3-10, 閏 10, 11 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金	3-10, 閏 10, 11 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金	3-6～8 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金	3-6～8 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金	3-6～7 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金	3-6～8 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金
3-12、4-1～3 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金		3-12、4-1～2 内出拂 元建 (有) 内出拂 益金	3-12、4-1～2 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金	3-12、4-1～2 内出拂 元方 (無) 内出拂 益金	3-閏 10～12 ※1 元方 (無) 内出拂 益金	3-12、4-1～2 ※2 (無) 内出拂 益金
					4-1～3 ※1 元方 (無) 内出拂 益金	

出所) 日本銀行調査局(1955b) より作成。

注1) (有)、(無)は元方ないし元建における益金の記載の有無。

注2) 表の数値は(明治)年-月～月を表す。

注3)※1 内出拂の記載がない。

注4)※2 資産、負債、純資産の表記に関し、「下ヶ紙 (是廉委細不明)」(日本銀行調査局[1955b]517頁)との表記あり。

5. おわりに

本稿は西洋式簿記が日本に普及する前に設立された為替会社における会計について検討した。検討対象とした為替会社は残念ながら設立後数年で短命に終わったために、これまで和式簿記法のパフォーマンスを知らしめることはできてこなかった。

開港にともなう貿易不均衡の対応として株式会社設立を急ぐあまり、緻密な制度設計もできず、確たるビジネスモデルもないまま、さらにいえば決算期も定められないまま、為替会社はスタートしてしまった。

しかし、詳細は確認できていないが、各為替会社の会計担当者は江戸時代からの和式簿記法による会計を応用し、株式会社の制度に合わせた会計を行ったと考えられる。

さらに言えば、江戸時代の和式簿記法は管理会計として機能していたことに加え、西洋から導入した会社組織である為替会社の会計においては会社の外部、つまりは通商司への財務会計の機能を十分果たした。

また、為替会社は利益処分において三ツ割方式を採用した。和式簿記法による為替会社会計は、当初、この三ツ割においては國力その一つを国力積立金として通商司に納めたのは、五代のいう商税の実行であるとも考えられる。すると、通商司に勘定調書を提出したのは日本における税務会計の嚆矢かもしれない。

卷末資料1 三井大元方勘定目録

慶応三丁卯從七月至十二月 大元方勘定目録

貸方		預り方			
一 銀	19 貫 8 5 8 勘 3 分 5 厘 元方有物	一 銀	41,078 貫 4 3 9 勘 3 分 9 厘 卯七月十四日有高		
(中略)		(中略)			
金	529,150 兩 也	金	197,599 兩 2 朱 也		
代	31,749 貫 勘	代	11,855 貫 9 4 7 勘 5 分		
銀	26,553 貫 6 9 0 勘 8 分 5 厘	銀	46,452 貫 9 6 4 勘 8 分 5 厘		
式口銀	58,302 貫 6 9 0 勘 8 分 5 厘	式口銀	58,308 貫 9 1 2 勘 3 分 5 厘		
差引					
銀	6 貫 2 2 1 勘 5 分 不足				
払方		入方			
一 銀	7 貫 8 2 9 勘 7 分 3 厘 利息差引出入出方	一 銀	91 貫 2 5 0 目		
(中略)		(中略)			
金	2,853 兩 3 歩	金	423 兩		
代	171 貫 2 2 5 勘	代	25 貫 3 8 0 勘		
銀	766 貫 8 9 0 勘 3 分 6 厘	銀	906 貫 5 1 3 勘 8 分 6 厘		
式口銀	938 貫 1 1 5 勘 3 分 6 厘	式口銀	931 貫 8 9 3 勘 8 分 6 厘		
差引					
銀	6 貫 2 2 1 勘 5 分 不足				
一 銀	6 貫 2 2 1 勘 5 分 当季目録入払差引不足				
一 銀	41,078 貫 4 3 9 勘 3 分 7 厘 卯七月十四日有高				
差引					
一 銀	41,072 貫 2 1 7 勘 8 分 7 厘				
内	780 貫 目				
残銀	40,292 貫 2 1 7 勘 8 分 7 厘				
但式百貳拾二割歩壱ツ					
183 貫 1 4 0 目					
62					
一 銀	11,354 貫 6 8 0 目 八郎右衛門				
30					
一 銀	5,494 貫 2 0 0 目 元之助				
27					
一 銀	4,944 貫 7 8 0 目 源右衛門				
25					
一 銀	4,578 貫 5 0 0 目 竹屋町				
22.5					
一 銀	4,120 貫 6 5 0 目 寿之助				
22.5					
一 銀	4,120 貫 6 5 0 目 三朗助				
8					
一 銀	1,465 貫 1 2 0 目 則右衛門				
7					
一 銀	1,281 貫 9 8 0 目 小川				
6					
一 銀	1,098 貫 8 4 0 目 宗十郎				
3					
一 銀	549 貫 4 2 0 目 家原				
2.5					
一 銀	457 貫 8 5 0 目 長井				
4.5					
一 銀	825 貫 5 4 7 勘 8 分 7 厘 余計				
220					

出所) 三井文庫 (1977) より作成。

卷末資料2 東京爲替會社勘定調書

明治二年十一・十二月分 東京爲替會社勘定調書

内出拂				元方			
十一月十二月中諸方貸附月々出 金 603,100 兩 入有之十二月晦日迄返済之分差 引貸附高				一 金 442,350 兩 社中一同元建金			
金 893,147 兩 有高				一 金 300,000 兩 右同断 横濱貸之分			
洋銀 50 枚				一 金 431,850 兩 社外諸方預り金			
爲替札 234,953 兩 有高				洋銀 50 枚			
				一 爲替札 557,000 兩 東京備印ハンク手形製造高			
				△ 金 1,731,200 兩			
				洋銀 50 枚			
内出拂				益金			
金 7825 兩 1分 社中元建金並横濱貸元金利拂				一 金 6,000 兩 横濱會社ヨリ利息請取高			
永 190 文				一 金 4,898 兩 1分 十一月十二月中諸方貸			
金 2476 兩 社外預り金利拂				永 365 文 付金利足取立高			
永 100 文				△ 金 10,898 兩 1分			
高				永 365 文			
金 597 兩							
永 75 文 之内三ツ割							
金 199 兩 国力三ツ割一分							
永 25 文							
金 199 兩 会社諸入用三ツ割一分							
永 25 文							
金 199 兩 社中割符金三ツ割一分							
永 25 文							

出所) 日本銀行調査局 (1955b) より作成

卷末資料3 敦賀爲替會社勘定仕上ヶ取調書

從明治三庚午年二至同年五月中 爲替會社勘定調書

内出拂					元建										
金	56,590	兩	諸方荷物預り為替會社より貸高 但し貸付調書別帳ニ有					一	金	21,550	兩	敦賀社中身元金月一步 利付			
差引								一	金	40,000	兩	京都爲替會社繰込金月 一步利付			
金	82,062	兩	3分	3朱	有高						一	金	14,300	兩	社外諸方預り金月一步利付
錢	958	文			有高						一	金	10,000	枚	大津爲替會社より預り月一步 利付
内訳					高 100006 兩之内										
					(中略)					一	金	42,336	兩	京都より廻り遣出シ分 (中略)	
										一	金	10,130	兩	3分 1朱	京都爲替會社爲替差引 尻預り
										一	金	334	兩	2分 2朱	利足差益
										錢	38	文			
										△	金	138,652	兩	3分 3朱	
										錢	958	文			
内出拂					益金										
金	1804	兩	2分		西京より敦賀入身元金五月迄 利足					一	金	4,071	兩	2朱	横濱會社ヨリ利息請取高
金	932	兩			大津爲替會社より社外預り五 月迄利足					錢	1貫	238	文		諸方貸出シ金利足請取 高
金	1,000	兩			金券 10006 兩入費 2000 兩					右之内					
錢	1貫	200	文		之内此度附出シ跡 1000 兩ハ 追々附出し候事					金	1,045	兩	3分		午五月迄不納之分
差引															
金	334	兩	2分	2朱	之内三ツ割										
此三ツ割															
金	111	兩			國力積立金通商司納										
錢	428	文													
金	111	兩			諸雜用月給										
錢	428	文													
金	111	兩			身元金ニ應シ割渡										
錢	428	文													

出所) 日本銀行調査局(1955b)より作成。

¹明治財政史編纂会(1972)においては為替會社を「我國銀行の嚆矢」(323頁)としており、菅野和太郎(1966)はそこから「我國に於ける最初の株式會社」(110頁)としているが、

²他にも、例えば栗本鋤雲は1867(慶應三)年、パリ万国博覧会に幕府使節に隨行し、『曉窓追録補』を著しており、その中には株式に関する簡単な記述がある。

³馬場(2001)によれば、「株式がアクションとなるのはフランス語だけであろう。イタリヤ語ならアッチ

オーネ、ドイツ語ならアクチー、オランダ語ならアーンデール、英語ならシェアかストックになるはずで、いずれにしろアクションとはならない。福沢は、英語にしろ蘭語にしろ株式の認識をもたないままに、いきなりフランスの株の概念を注入されたものと見える。だから邦訳もできないままに、初めて聞いた音で紹介したのである」(52頁)とする。

⁴馬場(2001)はこの点に関し、「福沢の理解力がまだ不十分だったことがある」(44頁)としている。

⁵丸善(1981)、及び吉野作造(1929)所収。

⁶神田孝平は1869(明治二)年にも『泰西商會法則』を出版しており、そこでは会社を家名仲間、金主仲間、業名仲間の3種類に分類し解説をしている。しかし、時期的に為替会社の設立とほぼ同時期であり、ここでは内容について検討しない。

⁷栗本鋤雲「メルメ・デ・カション口訳筆記」(栗本瀬兵衛(2007)所収)には「製鉄所政理」には、

「仏主幹は三ヶ月毎に会計表を呈す可し。且其後三月間に費用すべき会計算表をも呈す可し。

凡需要の品を購入するに、日本官は何品を購んとするも、仏官之ヲ観て可否するを得べし。

簿書は邦語仏語の二通に認む。

倉庫の簿は邦語のみにて可なり。

局内数部を分ちあるに因り、各部の長は其主司の会計を勘査すべし。」(90-91頁)とある。

⁸大阪市役所(1978)では肝煎3名、世話役11名となっているが、澁澤榮一(1918)、坂本藤良(1987)では頭取、肝煎、世話役の三職となっている。

⁹日本経営史研究所(1971)所収

¹⁰片岡春卿(1895)では「君(五代-白坂)は之を書記柴山に命じて起草せしめ、翌日太政官に権限あり(其議案は如何なりしか、詳かを得ず)。官之を採納せられし」(29頁)とあるが、時期的、内容からみて「商律商社取調之大略」であると思われる。

¹¹詳しくは渋沢青淵記念財団竜門社(1955b)104-106頁を参照のこと。

¹²詳しくは渋沢青淵記念財団竜門社(1955b)196-199頁を参照のこと。

¹³吉野作造(1929)日本評論社所収。

¹⁴明治財政史編纂会(1972)によれば、東京においても、ほぼ同じ時期に東京為替会社規則が假規則として制定されたものの、大阪と同様の処置が行われている(335-346頁)。

¹⁵岡田俊平(1955)によれば、為替会社の「創業当初においては、むしろ政府紙幣の貸出を促進することを主要目的の一つとしたところに、この機関の特異な性質が見られる」としている。

¹⁶沢田章(1978)によれば、元宇和島藩士。大蔵省に入省後、出納局長、主計局長、日本銀行総裁をつとめる。

¹⁷詳しくは、北島正元(1962)、西川産業(1966)、高橋久一(1973)、(1975)、(1976)等を参照のこと。

¹⁸詳しくは高寺(1978)を参照のこと。

¹⁹紙幅の問題もあり、必要項目のみ掲載することとする。

²⁰詳しくは日本銀行調査局(1955b)5-6頁を参照のこと。

²¹詳しくは日本銀行調査局(1955b)421-424頁を参照のこと。

²²理由は不明だが「通商司納」という文言がその後の勘定調書ではなくなっている。

²³『貨政考要』においては「三(1870-白坂)年七月大阪通商司ノ伺書ニ曰ク、為替会社所得金ヲ三ツ割一分ハ國力金トシテ積置候内規則ニ付右ハ一端當司エ引上ケ積金ニ致シ置候、元來兩會社ハ土地ノ辨ヲ計繁殖之爲メ御取開相成候處、為替会社へ加入ノ者ハ金券之空利足又為替歩等ニテ益得モ有之候得共貧商民ト

モハ更ニ商業ノ助ケモ無之、右ハ御趣意ニモ反シ可申因而國力金ヲ以小前引立金ノ差加ヘ候ハ、兩會社被取建候御趣意モ相叶可申ニ付右様取計致度候。

同年十二月横濱通商司ノ伺書ニ曰ク、兩會社益金ノ内國力金ト唱へ積立候分ハ出張官員ニ於テ出納検査致可申事、但右ノ分ハ全會社ノ積金ニ付其出納モ社中ノ存寄ニ任セ唯當不當ヲ見届候迄ト心得取扱可申事、同年同月通商司ヨリ大阪神戸西大津敦賀爲替會社へ達シテ曰ク、其會社積立國力金ノ儀以來官府へ御取立ニハ不相成候間、右會社へ積置社中ヨリ壯年輩外國出費其他會社申談通商司伺之上遣拂候様有之度此段申達候事」（大内兵衛・土屋喬雄[1979]336-337頁）とあることから、五代からのアイディアとしての商税を徵収するという目的は、明治三年後半には既にかなわなくなったといえよう。

文献一覧

- 岩波書店編集部(1968)『近代日本総合年表』岩波書店
大蔵省（1887）『貨政考要』下編、大内兵衛・土屋喬雄（1979）『明治前期財政経済史料集成』第13巻所収
大阪市役所(1978)『大阪市史』第二 清文堂
岡田俊平（1955）「明治初期における銀行券の発端」成城大學經濟研究(4)
片岡春卿(1895)『贈正五位勲四等五代友厚君伝』、日本經營史研究所（1971）所収
勝海舟(1968)『開国起原』下 原書房
神田孝平(1867)『經濟小学』、吉野作造（1929）『明治文化全集』第九巻經濟篇 日本評論社所収
神田孝平(1869)『泰西商會法則』、吉野作造（1929）『明治文化全集』第九巻經濟篇 日本評論社所収
神田乃武(1910)『神田孝平略伝』神田乃武
菅野和太郎(1966)『日本会社企業発生史の研究』経済評論社
北島正元(1962)『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館
栗本鋤雲「暁窓追録補」、栗本瀬兵衛（2007）『栗本鋤雲遺稿』慧文社所収
栗本鋤雲「メルメ・デ・カションロ訳筆記」、栗本瀬兵衛（2007）『栗本鋤雲遺稿』慧文社所収
坂本藤良(1987)『小栗上野介の生涯-「兵庫商社」を創った最後の幕臣』講談社
沢田章(1978)『世外候事歴維新財政談』原書房
瀧澤榮一(1918)『徳川慶喜公傳』三 龍門社
渋沢青淵記念財団竜門社(1955a)『渋沢榮一伝記資料』第一巻 濱沢榮一伝記資料刊行会
渋沢青淵記念財団竜門社(1955b)『渋沢榮一伝記資料』第二巻 濱沢榮一伝記資料刊行会
高寺貞男(1978)「和式簿記法と洋式簿記法の比較会計史」『經濟論集叢』第121巻 第4・5号京都大学經濟學會
高橋久一(1973)「明治期「三ツ割」制度の一考察」『經濟經營研究』23(2) 神戸大学經濟經營研究所
高橋久一(1975)「伊藤(忠)商店における財務管理方式」『經濟經營研究』25(1) 神戸大学經濟經營研究所
高橋久一(1976)「伊藤忠兵衛本部の店法」『經濟經營研究』26(2) 神戸大学經濟經營研究所
竹内一男(1972)「布屋両替店の勘定帳」『三和調査資料』No.304 三和銀行
西川産業(1966)『西川四百年史稿本』西川産業
西川登（1995）「会計組織と簿記技法」安岡重明・天野雅敏編集『日本經營史I 近世的經營の展開』岩

波書店

- 日本銀行調査局(1955a)『日本金史資料』明治大正編第一巻 大蔵省印刷局
日本銀行調査局(1955b)『日本金史資料』明治大正編第二巻 大蔵省印刷局
日本経営史研究所(1971)『五代友厚伝記資料』第一巻 東洋経済新報社
日本史籍協会編(1935)『岩倉具視関係文書』 第8巻 東京大学出版会
馬場宏二(2001)『会社という言葉』大東文化大学経営研究所
福澤諭吉(1866)『西洋事情』、慶應義塾(1958)『福澤諭吉全集』第1巻 慶應義塾所収
丸善(1981)『丸善百年史』資料編 丸善
三井文庫(1977)『三井事業史』資料篇二 三井文庫
明治財政史編纂会(1972)『明治財政史』第12巻 (三版)吉川弘文館